

令和6年度監査結果報告書

定期（工事）監査結果報告

令和7年1月

荏田町監査委員

目 次

I	定期監査（工事監査）	2
第1	監査の概要	2
1	監査の種類及び対象	2
2	監査の着眼点	2
3	監査の重点項目	2
4	監査の方法	2
5	監査の実施期間及びヒアリング等	2
第2	監査の結果	3
1	監査結果の概要	3
2	監査の意見	3

I 定期監査（工事監査）

第1 監査の概要

1 監査の種類及び対象

地方自治法第199条第1項の規定及び苅田町監査基準に基づき、令和5年度に町が実施した工事（一部令和6年度への繰越し分を含む）から3件を抽出し監査を実施した。

- ① 苅田駅駐輪場設置工事（建設課）
- ② 大日公園遊具更新工事（都市計画課）
- ③ 苅田町総合体育館改修工事（生涯学習課）
- ④ 各工事（3件）に係る入札・契約・検査事務（財政課）

2 監査の着眼点

対象工事に係る設計や入札、契約、施工、管理、検査等について次の観点で実施した。

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的で、効率的かつ効果的に執行されているか

3 監査の重点項目

工事に係る工事請負契約及びその他事務の妥当性について

4 監査の方法

各事務フローで想定されるリスクについて、関係法令やマニュアル等に基づき適正に執行されているかを確認するため、提出書類の精査及び担当課のヒアリングを実施した。また、施工状況等を確認するため、苅田町総合体育館改修工事について、担当課立会による現地視察を行った。

5 監査の実施期間及びヒアリング等

- ① 実施期間 令和6年11月20日～令和7年1月28日
- ② ヒアリング日程及び対象課

日 程			対象課	場 所
ヒアリング	1月15日	午前	建設課、都市計画課、生涯学習課	苅田町役場 403 会議室
		午後	財政課	
現地視察	1月15日	午後	生涯学習課	総合体育館

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、工事請負契約の入札、契約、管理、検査等の事務フローにおける業務は法令や要綱等に基づいて概ね適正に執行されていた。

2 監査の意見

工事監査の結果、概ね適正であったが、現地監査（荻田町総合体育館改修工事）において、総合体育館アリーナ横通路の壁面の塗り跡や床面の凸凹が見られた。担当課によると最低限度の修繕工事を行ったためとの回答であったが、多くの町民が利用する施設であり、改修工事においては仕上げ等にも配慮した施工としていただきたい。

工事検査については、契約の履行を確保するため大変重要な職務である。現状においては適切に職務が執行されていると認識しているが、将来的に専門的な知識や技術が必要とされる工事検査が発生することも想定されるため、職員の人材育成や能力向上、また必要に応じて検査業務の委託についても検討されたい。